

(平成28年2月16日)

報道記者との座談会「司法に求められるもの」

議論の素材

(裁判所の権限と役割について)

- 当事者の主張立証の巧拙によって裁判の結論が変わり得ることについて、どう考えるか。裁判で真実を明らかにするとの声を聞くが、裁判と真実の関係についてどのように考えるか。
- 国民的に議論を二分するような問題や、いわゆる政策的紛争について、裁判所はどのような役割を果たすべきと考えるか。
- 裁判所が国民の期待する役割を果たしていないと感じるケースはあるか。どのような改善が可能と考えるか。
- 裁判員裁判の導入当初と比べて、裁判員裁判に対する人々の関心に変化があると感じるか。報道における取扱状況はどうか。裁判員裁判について、改善を期待する点は何か。
- 裁判員の守秘義務の範囲について、どう考えるか。
- 刑事裁判に対して、特にどういったことを期待しているか。
- 合議体による審理、判断について、どのように考えているか。

(裁判をめぐる報道について)

- 裁判を報道するに当たり、どのような点に着目しているか。判決において裁判所が重視した点と異なる点が、報道において強調されると感じる場合があるが、どのような観点で、情報を取捨選択し、重点をおいて報道しているか。
- 裁判報道における公平さ、公正さについて、どのような配慮をしているか。偏りのない報道をするために、どのような点を意識しているか。
- 裁判の公開原則や報道の自由と、関係者のプライバシー保護との関係について、どのように考えるか。
- 裁判報道において、事実と評価の区別をどの程度意識しているか。
- 裁判結果及び内容を報道するに当たり、困難を感じる点はあるか。正確で適正な報道のため、裁判所に発信してほしい情報は何か。
- 判決要旨をどのように活用しているか。どのような判決要旨が望ましいか。判決要旨以外の情報提供に関する要望はあるか。
- 判決書は、記者の目から見て分かりやすいものとなっているか。どのような点が分かりにくいと感じるか。

(裁判所から外部への情報提供・発信について)

- 裁判や裁判所に関する情報収集に、どのような特徴があるか。裁判所から発信される情報のどのような点に着目しているか。裁判所からの情報発信の在り方や発信すべき情報について、どのように考えているか。
- 裁判所による情報発信は十分なものといえるか。裁判所の情報発信について不足している点は何か。
- 国民の司法制度に対する理解及び信頼を促進するための広報，啓蒙として、どのような方策があり得るか。

(裁判所に対するイメージ等について)

- 記者から見た裁判所の組織としての特徴や，他の公的機関と比較した場合の長所・短所は何か。

(報道機関の役割等について)

- 司法の役割と世論の関係，報道機関の果たすべき役割についてどのように考えているか。
- 司法担当記者になるに際し，裁判に関する特別の研修や引継ぎ等があるか。

平成28年2月17日

裁判について考える

東京高裁判事 高世三郎

<Introduction>

1 はじめに

(1) 民事裁判の現状と課題

a 寺田逸郎最高裁判所長官平成27年1月1日「新年のことば」

「事案の実相をよく理解し、多角的な分析を深めることによって、質の高い判断を確保すると同時に、透明性の高い手続と判断の理由を的確に示した裁判を通じて、幅広く納得が得られる解決が実現されるよう、組織をあげて努めていかなければなりません。」

b 寺田逸郎最高裁判所長官平成28年1月1日「新年のことば」(要約)

「判断自体の適正さに止まらず、判断に至る理由が納得の得られる程度に示されているか、手続保障に欠けるところはないかといったところにまで目が向けられ、裁判の質の向上が求められるようになっていきます。このような状況に対応するには、事件の扱いや判断が多角的な議論に耐えられる水準となることを目指そうという意識を共有し、合議体による審理を充実させることなどにより、審理、判断に一層の深みを持たせることが必要であって、部全体として事件処理に関わるという考えの下に部の機能の活性化を図ることこそが現実的に有効な策であると考えられます。また、現行民事訴訟法が志向した争点中心型審理の在り方について改めて検討を深め、更なる審理の運営改善を図っていく必要があります。民事裁判の各手続において、今後とも、それぞれの分野における課題を踏まえつつ、事案の実相を的確に捉えた質の高い審理判断を適切な期間内に行うことにより、当事者にとって納得度の高い解決を得ることを目指し、全体としてより一層質の高い司法サービスの提供につなげていきたいものです。」

c 寺田長官の「新年のことば」をどう実践し、実現するか。

(2) 対策

a 司法行政上の施策

b 個々の裁判官の取り組み

<理念に基づく方法論篇 2～5>

2 裁判官の責任と3つの課題

別紙図解参照

司法研修所における民事裁判に関する最近の講演の紹介

a 大竹たかし判事(講演当時)「民事裁判について」(平成26年度判事補

基礎研究会)

- b 奥田隆文判事「裁判について考える—裁判と裁判官の修練について—」
(民事事件) (平成 26 年度中堅判事研究会)
- c 瀧澤泉判事「高裁から見た民事訴訟の現状と課題」(平成 26 年度特別研究会第 1 回)
- d 田村幸一判事「民事裁判について」(平成 27 年度判事補基礎研究会)

3 事件にどう取り組むか

(1) 法的に解決すべき問題を把握する

- a 当事者が主張するストーリーを把握し、事案の骨格をとらえる。
- b 法的に解決すべき問題は何かを自問自答する。

そのためには図を描いて考えることが効果的である。思考過程を目に見える形にすることで、自分の考えを客観的に検討し、考えを広め、深めることができる。

○久恒啓一・図で考える人は仕事ができる (日本経済新聞社 2002 年)

図を書いて考えることで、事案の骨格と法的問題がどうかかわってくるのかが分かり、その事件で法的解決が必要な問題が明らかになる。同時にその問題を解決する法的判断枠組みも明らかになる。

図解は、事件を因数分解するための手段である。複雑困難に見える事件も、図解をすればいくつかの要素に因数分解することができる。因数分解された個々の要素を検討するのは、決して難しくない。

(2) 具体例

4 事件をどう審理するか

(1) 真実を明らかにして事件を正しく解決するには、当事者が客観的合理的な裏付けを明らかにし、裁判所がこれを更に吟味して客観的合理的な根拠に昇華させて認定判断する必要がある。

このように、当事者と裁判所がそれぞれの役割を果たすことが必要である。

当事者の話をよく聞き、当事者とのディスカッションで信頼関係を築き、当事者の力で必要な情報を入手し、客観的合理的な根拠を明らかにして真相を究明する。

○P.カラマンドレイ著小島武司・森征一訳・訴訟と民主主義 (中央大学出版部 1976 年)

(2) 具体例

5 事件をどう解決するか

(1) 事実認定

- a 客観的合理的な根拠を探究し、この根拠に照らして必要かつ十分な事

実を認定する。

「嘘つきの争い」

○坂井芳雄「裁判する心」判例タイムズ 528 号 11 頁

b 具体例

(2) 法の解釈適用

a 問題を的確にとらえ、法を広く深く検討し、バランス感覚、方向感覚を駆使して決断する。

法の解釈適用におけるアートとクラフト

○中村治朗・裁判の世界を生きて（判例時報社 1989 年）

○同・裁判の客観性をめぐって（有斐閣 1970 年）

b 具体例

<実践・実情紹介篇 6～11>

6 合議について

7 口頭弁論について

8 判決について

9 和解について

10 業務全般の運営管理について

11 補論

(1) 求釈明について

(2) 合議の相手がない場合

(3) 種々の事情で仕事に十分な時間を確保することが困難な場合

(4) その他

<Conclusion>

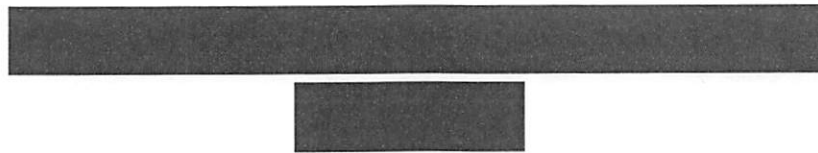
12 結語

刑事裁判を考える

東京高等裁判所判事 大島 隆 明

- 1 刑事裁判の今と昔
- 2 各地の裁判所での経験
- 3 裁判員裁判の意味するもの
- 4 刑事裁判官に求められること
- 5 訴訟運営
- 6 事実認定の訓練
- 7 今後の課題

人材育成型リーダーシップ



スキル教育は人材育成のごく一部

例えば本質的に重要なものは…

1. 組織で求められる人材像と思考行動様式の定義と伝達、組織と仕事は変化している
2. 気づきと自己変容を通じての成長の支援
3. 教え合い刺激し合う職場、職場学習の仕組み化
4. 仕事の背伸びを通じての成長支援のマネジメント
5. 人材育成の専門的知見の組織蓄積

例えば仕事の個別性対応能力

- 感受性: 人間性ではなく観察分析の習慣、社会構造やコミュニケーションツールの変化で、社会性の未開発の若者がそのまま社会に出てくる傾向、ある県内リゾートホテルの「お写真とりましたか」競争
- 応用力: 状況が変化しても対応できる能力、基礎理論や目的、背景まで理解して仕事をしているかどうか問われる、ますます正解主義になり、学ぶ中身より損得で考える若者増加の問題、日本の資格試験の問題点も同じ、充実指向か实用指向が必要

自分らしさの基本である動機の様々

- 自分の内なる自然なドライブを知り、それをうまく生かすことが、自分らしい仕事の仕方の基本
- 動機そのものに良い悪いはない、使い方の問題
- 大人になったら大きく変化することはない
- コミットメント系の動機: 達成動機、影響欲、賞賛欲、闘争心...
- リレーションシップ系の動機: 社交性、理解欲、伝達欲、感謝欲...
- エンゲージメント系の動機: 抽象概念指向、徹底性、自己管理欲...

動機と能力発揮

- 動機にドライブされて能力を発揮している時は、ストレスを感じにくくはまりやすい、それを成果に結びつけ、自身の得意技とすると、気持ちよく長期に成果を出せる
- 勝負能力開発は、新しいやりかた、新しい課題、新しい仕事に常にチャレンジすることで発掘される
- どんなに動機があっても、チャンスがなく封印されたままなら、成果につながる能力にならない
- 動機に無いことも必要で、意思と努力で習得可能だが、あまりにもこればかり習得努力し使うと燃え尽きる
- 動機が強いほど、成熟とバランス、自己管理が必要
- ダースベーター化に注意

個性を考慮した思考行動特性強化

- 思考行動特性は4段階で習得していく
- 無意識無能から気付きで意識無能、努力と練習で意識有能、継続で無意識有能へ
- 動機が活用できれば、短期間で強化される
- 動機が無い、強い動機のバランスを取るなどの場合は、自身で言語化したりルール化したりして自己管理する
- 組織としては継続的なフィードバックや気付きの場などを確保することで、6ヶ月程度の継続による習慣化のプロセスが必要

考え方レベルの伝達

- 「これをやれ」ではなく、「こういう考え方でやれ」を、腑に落とすコミュニケーション
- 監督の役割、野球型とサッカー型
- 考え方を自分の言葉で、自分たちに身近な事例や例えを活用して、繰り返し伝達する
- 一つは自分自身の体験談を入れる
- わかってやっているのか、質問して確認する
- 「城を作る石工」の寓話
- 理由、基礎理論、歴史的背景理解が応用力の基本

育成的コミュニケーションとは

- 本人の成長に資するコミュニケーションの3タイプ、1)業務的支援、2)内省的支援、3)精神的支援
- 東大の中原先生の調査では、上司は業務支援をしようとしがちだが、業務支援はもっと身近な同僚のものが効果的、上司は教えるより教え合う職場づくりが重要
- 気づきのきっかけが、腹落ちする成長に最も重要、これは先輩や上司が効果的
- 老人ホームのお見送り後の会議などは、単なるスキル伝承以上に、気づきと内省を促す場
- 上司が最も重要な役割を果たすのは、実は精神的支援

職場学習の推進

- 職場での体験の共有を含めた職場の横のコミュニケーションは、若者の成長実感と高相関
- 上司は教えるというより学ぶ場を作ることが使命
- 新しい販売戦略が必要だったトヨタの販売店では、店長は教えるのではなく学ぶ場を作った
- 皆で学びあい教えあう職場の雰囲気、機会、物理的レイアウトなどを作るのがリーダーの役割
- 実践の場ではファシリテーション能力が重要
- チャンクアップ、チャンクダウン、反対語、類義語

多面的フィードバック

- 上司だけが部下を育てるのでなく、職場全体に育てられる、多面フィードバックの習慣が重要、上司だけで部下は育てられない
- 人の能力や育成について、皆で固有名詞で議論する場が重要、人への関心が高まり、言語が共通化
- 多様な人からの多様なフィードバックが人を育てる、例えば間接的フィードバックは効果が大いと言われる
- 子供が母親との関係ばかりに収れんすると、ネガティブフィードバックばかりになり、自己効力観が形成されにくいという指摘もある

ミニ討議：コミュニケーション

- 皆さんの職場での、タテやヨコの様々な支援的コミュニケーションは十分ありますか
- ポジティブフィードバックとネガティブフィードバックはバランスが取れ、十分ありますか
- 人材育成という観点から考えて、皆さんの職場でのコミュニケーション上の課題は何だと思われますか

仕事における試練と背伸び

- 個人の育成課題の把握と、課題付与、仕事での背伸びを、上司や組織が意図して行う
- 自ら背伸びをして難しいことにチャレンジし成長する組織風土を作る
- 組織課題をタスクフォースにして、あえて若手にやらせる
- 背伸びさせる時に、スキル提供する、意図と期待を伝える、支援する

研修の活用

- 上司や職場で教えられないことは研修で
- 新しい技術は伝承できない
- 想定外事態への対応はマニュアルでは無理、応用力は想定訓練で鍛えられる、機長のLOFT
- 米国の研究では、同じ研修を受けても、その効果は上司の前後の対応で3-5倍違う
- 部下の研修の内容をまずは上司が理解すること
- 研修に送り出す前に、目的の確認と動機付けを、研修後には学習の確認と能力活用機会の提供、自己変容のフォローを

リーダーの健全な人間観の構築

- 管理職自身の人間観が重要、人はそのように扱えばそのようになるという原則
- あるスーパーマーケットでは、「そんな仕事は・・・」が、「そんなこと・・・」に結びついた
- 組織と部下は自分の人間観の鏡である
- 人間は自身の仮説に合った事実のみ強く記憶する傾向があると言われている
- 人材開発会議などの多様な意見で修正する
- 負のステレオタイプ(固定概念)の強化の連鎖に陥らない、人物評価固定化に注意

ミニ討議：自身の人材育成型リーダーシップ

- 皆さん自身のリーダーシップスタイル、マネジメントスタイル、コミュニケーションスタイルを人材育成の観点から振り返ってください
- 人材育成の観点から何が課題か、これからどうしていこうか、考えたことをメモしておいてください

平成27年度判事任官者実務研究会

(2016年2月19日、配布資料、最高裁判所司法研修所において)

テーマ：社会とバリアフリー

講師： [REDACTED] ([REDACTED])

1. 社会とバリアフリー

バリアフリーとは、本来多義的な用語である。そこで、本講では、障害の視点を中心に据えつつ、それを切り口に人間と社会をめぐるさまざまな障壁除去を目指す思想的・実践的な営為という意味で、私はこの語を用いる。

バリアフリーは、一般的には狭義に用いられることが多い。例えば、建物や道路に関わる「物理的なバリア」に注目した使われ方などである。確かにこれらのバリアも重要ではあるものの、少なくとも次の4点で捉える必要がある。

1. 物理的バリア (エレベーターがない、など)
2. 情報・文化のバリア (テレビ放送に字幕がなく、聴覚障害者に理解しづらい、など)
3. 心・意識のバリア (障害を理由にアパートの入居を拒否したり、盲導犬の同行を旅館が拒否する、など)
4. 法制度のバリア (障害を理由に、免許・資格の取得が禁止・または制約される。自治体の公務員採用試験、各種の教育機関の入試が受験できない、など)

これに加えて、私は五つ目のバリアとして、

5. 「バリアフリーをとりまくバリア」

を想定する。これは、「バリアフリー問題」、さらにはそこでの「バリア」の問題を、障害者をめぐる狭義の意味・問題に閉じこめてしまうという傾向を指している。

このように、バリアフリーは、常に社会的文脈において問われるべき問題である。

2. 障害とは何か

障害の定義もさまざまに想定されるが、重要なことは、単に個人の心身の状態や条件を示す概念ではなく、社会的・歴史的に生成される概念だと把握することである。

前者の把握の典型的な例は、例えば、わが国の身体障害者福祉法の規定に見られる。同法第四条では次のように定められている。

：：：：：：：：：：：：：：：：：

第四条 この法律において、「身体障害者」とは、別表に掲げる身体上の障害がある十八歳以上の者であつて、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものを言う。

：：：：：：：：：：：：：：：：：

そして、次の障害種別について、それぞれ医学的な判定基準が「別表」に示されている。

：：：：：：：：：：：：：：：

- 視覚障害
- 聴覚障害
- 平衡機能障害
- 音声・言語機能障害
- そしゃく機能障害
- 肢体不自由
- 心臓機能障害
- じん臓機能障害
- 呼吸器機能障害
- ぼうこう又は直腸機能障害
- 小腸機能障害
- ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害
- 肝臓機能障害

：：：：：：：：：：：：：：～

しかし、国際的に「障害概念」の把握の仕方は、近年変化しつつあり、後者の把握がより一般化してきている。

例えば、一昨年(2014年)2月にわが国でも発効した「障害者の権利に関する条約」(2006年12月締結、2007年9月わが国署名)において、「障害」については次のように記述されている。

：：：：～

「障害が発展する概念であることを認め、また、障害が、機能障害を有する者とこれらの者に対する態度及び環境による障壁との間の相互作用であって、これらの者が他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げるものによって生ずることを認め、」(同条約「前文」(e))

：：～

つまり、「障害」の本質は、「障害者」の内部に生じている、個人の中で完結された現象ではない、と把握される。そうではなく、障害のある個人と他の人や周囲の社会的環境との相互関係自体の中に存在する「障壁」や「不利益」こそが「障害」である、というのが、同条約における「障害」の把握であり、国際的にもこの考え方が広まりつつある。

ただし、「障害者権利条約」のこうした理念が我が国の社会において実現されていくためには、法制度のさらなる整備を含め、多くの取り組みが今後必要となるだろう。その意味で、2013年に成立し、2016年4月に施行される「障害者差別解消法」の影響に注目したい。*1

3. 障害の「医学モデル」と「社会モデル」

上記のことを、理論的に示すと、障害についての基本的な二つの考え方の類型に整理できる。すなわち、障害の「医学モデル」と障害の「社会モデル」である。現在の国際的潮流は前者から後者への移行を推奨するという動きとなっている。

前述の障害者権利条約の基本理念も、障害の「社会モデル」に立脚したものだ。

現在の日本社会では、各種法制度においても、市民の意識においても「医学モデル」的把握がまだまだ優勢である。以下は、2010年6月に閣議決定された文書中での、障害の「医学モデル」と「社会モデル」にかかる「注」である。*2

：：：：：：：：：：：：：：：：：：：

障害の「医学モデル」とは、心身の機能・構造上の「損傷」（インペアメント）と社会生活における不利や困難としての「障害」（ディスアビリティ）とを同一視したり、損傷が必然的に障害をもたらすものだと捉える考え方であり、障害の原因を除去したり、障害への対処において個人への医学的な働きかけ（治療、訓練等）を常に優先する考え方である。また、医学モデルは、障害を個人に内在する属性として捉え、同時に障害の克服のための取り組みは、もっぱら個人の適応努力によるものと捉える考え方であり、障害の「個人モデル」とも呼ばれる。

障害の「社会モデル」とは、損傷（インペアメント）と障害（ディスアビリティ）とを明確に区別し、障害を個人の外部に存在する種々の社会的障壁によって構築されたものとして捉える考え方である。それは、障害を損傷と同一視する「医学モデル」を転換させ、社会的な障壁の除去・改変によって障害の解消を目指すことが可能だと認識するものであり、障壁の解消に向けての取り組みの責任を障害者個人にではなく社会の側に見出す考え方である。ここで言う社会的障壁には道路・建物等の物理的なものだけではなく、情報や文化、法律や制度、さらには市民の意識上の障壁等も含まれている。

なお、ここで示した両モデルは、あくまでも「障害」に対する基本的な考え方の枠組みと方向性を表すものであり、医療や福祉、リハビリテーション等での実際の個別の取り組みにおいては、両モデルは混在している。したがって、認識論としての医学モデルと、実践行為としての医療やリハビリテーションは区別して捉えるべきであり、その意味では、社会モデルに立脚した医療やリハビリテーションの実践が今後求められていると言えるだろう。

：：：：：：：：：：：：：：：：：：：

4. 「障害」の表記をめぐって

「障害」の表記を変更しようという議論が現在、一部の関係者でなされている（「障がい」、「障碍」などへの変更）。私はこの議論には否定的だ。なぜなら、重要なのは、「障害」の表記の変更ではなく、「障害概念の実質的な無意味化を目指すこと」だと思われるからである。

例えば、犯罪「被害者」や交通事故「被害者」、あるいは地震などの自然災害の「被災者」は、自らがおかれた状態を示すこれらの用語の表記の変更を求めているだろうか。おそらく、そうではないだろう。なぜなら、どう表記したとしても、「被害」や「被災」自体は存在するからだ。

「障害」は、ある個人の内部に孤立し、完結しているものではなく、「人と社会の間の空間」に、相対的・流動的に存在してしまっているものであって、「障害」の表記だけを変更しても、なんら問題解決にはならず、むしろ問題を見えにくくしてしまう危険性もあると思われる。なお、表記変更を求める発想は、図らずも、前述の「障害の個人（医学モデル）」の立場に立脚している、ということでもある。

5. 障害学とは何か

「障害学」(disability studies)とは、障害を分析の切り口とする思想的営為であり、知の運動である。すなわち、障害や障害者を把握する際、治療や訓練による快復を至上命題とする従来型の医療やリハビリテーション学などの視点とは異なる、新たな視点で障害に光を当てる学問である。

前述したように、「障害」とは何か、という把握自体が流動的である。病気や怪我などで心身の機能に何がしかの影響を受けて、それが治癒せず、その状態や症状が固定したものの一部を一般に障害と呼ぶわけだが、どんな「症状」でも、治癒しなければ障害と呼ばれるわけではない。例えば、円形脱毛症がなかなか治らずそのまま「症状が固定した」人がいても、その人を障害者とは（少なくとも今の日本では）呼ばない。では何が「障害」であり、誰が「障害者」なのか？こうした問いを持つことは、すでに「障害学」の思索を始めていることになる。

「障害」は人工的な概念であり、それは、ある時代のある社会が、ある目的を持って便宜上規定する概念である。つまり、障害は何か固定的な実体を伴うものではなく、その本質は、社会によって「作られ」、「再生産される」状態や状況、関係性そのものなのである。

障害学の重要な知見の一つは、従来型の「障害の医学モデル」から、「障害の社会モデル」という把握を提示したことである。

6. 障害学の視点で考える人間と社会の営為についての3階層

個人と社会双方における人間の諸営為について、私は障害学の視点から、次の三つの階層構造で捉えることを提唱する。

第1の階層は、たとえどのような条件を抱えた人であろうと、すべての人間の存在価値は平等に取り扱われるべきだとする理念であり、第2の階層は、その理念を社会的に現実化するための実際的な取り組みの階層である。そして、第3の階層として、各人の個人レベルでの個別・具体的な幸福実現や苦悩をめぐる問題群が想定される。

このうち第1の階層は根底的であり、わが国であれば、日本国憲法を中核とする各種の法制度を貫く国民の基本的人権を尊重する理念である。第2の階層に含まれるものは、経済活動や社会保障関連等、官民双方での各種の具体的営為である。そして、第3の階層には、さまざまな個別の諸条件を抱えながら生きる私たち一人一人の人間の人生における営みが含まれる（なお、現在も研究途上だが、この第3の階層でのキーワードは、「能力」、「苦悩」、「コミュニケーション」だと私は考えている。このうち、「苦悩」と「コミュニケーション」については、近著で若干触れた*3）。

7. 「三権分立」のバランスはとれているか

この三つの階層を「三権」の問題に引きつけて考えてみる。この三つの階層は相互に関連しているものの、「三権」は、それぞれ第1と第2の階層に含まれる営みだと言えるだろう。そして、さらに言えば、「司法」は主に第1の階層に、「立法」と「行政」は主に第2の階層に含まれるのではないかと私は考える。

ところで、「三権」の関係について言えば、本来は、バランスのよい「三権分立」が望ましいのかもしれない。しかし、私見では、まずは第1の階層の理念の安定、すなわち司法機関（裁判所）の役割がもっとも重要なのではないかと考える。ところが、現状では必ずしもそうはなっていないように思われる。

例えば、社会保障関連で言えば、障害者を含め困難を抱えた多くの国民の生活の向上に、裁判所はさまざまな司法判断・判例を歴史的に積み重ねることによって、大きく貢献してきた。朝日訴訟、堀木訴訟などは、その訴訟の過程自体が大きなインパクトとなり、国民的議論を巻き起こし、立法・行政に国民の視座に立った努力を要請した。

しかしながら、現状は、立法機関（国会）、行政機関（政府）の影響力が相対的に強く、司法機関（裁判所）の役割が十分に発揮できていないのではないかと。近年、とりわけその傾向が強まっているのではないかとと思われる。

8. 司法の権威の復権を

障害者福祉関連で一例を挙げれば、「障害者自立支援法違憲訴訟」が記憶に新しい。これは、「障害者自立支援法」の応益負担の考え方が憲法の基本的人権の規定に反するとし

て、2008年10月に提起された訴訟である。全国の障害者ら71人が14地裁において、被告である国に対し、障害者の尊厳と生存の権利を訴えた。

そして、2010年1月7日、国は自立支援法の問題点を認め、原告・弁護団と「和解」に向けての「基本合意」を締結し、自立支援法の廃止と障害者制度の抜本的改革を伴う内容を含めた新法の制定を公約した。

具体的には、国（厚生労働省）は基本合意文書において、障害者自立支援法の導入について、「障害者の人間としての尊厳を深く傷つけたことに対し、原告らをはじめとする障害者及びその家族に心から反省の意を表明するとともに、この反省を踏まえ、今後の施策の立案・実施に当たる」「新法は障害者の基本的人権の行使を支援するものである」と確約したのだった。

ところが、その結果はどうか。確かに、2013年4月、障害者自立支援法は「障害者総合支援法」に名称を変えたものの、それは自立支援法のごく一部の改正にすぎず、事実上内容はほとんど変わっていない。また、「和解」後の障害者制度改革の推進についても、国（行政、および民主、自民・公明の政権党）の対応は誠意あるものとは言えない。そのため、前述の「和解」は形骸化したと言わざるをえず、

*4

同時に多くの障害関係者らは、本件により、裁判所における「和解」の権威と効力に疑義を抱いているのではないかと推察される。

「1票の格差問題」への立法の対応の鈍さ、集団的自衛権の行使を認める昨夏の閣議決定を含む、昨今の安全保障法制をめぐる一連の「解釈改憲」の動きなど、三権分立のバランスが崩れている、あるいは相対的に司法の影響力が弱体化してしまっているのではないかと懸念される。

障害者を含め、社会的に弱い立場におかれがちである人々が最後に望みを託すのは、憲法を中核とする「法の正義」であり、公正な見識と良識に裏打ちされた司法の判断である。

格差が増大し、展望の開けない今の社会状況にあって、今後司法への国民の期待はますます増大すると思われる。

9. 「盲ろう者」という存在

しかし、視覚・聴覚の重複障害者（盲ろう者）が2万人前後も国内にいると推計されることを、社会のほとんどの人は知らないだろう。

*6 その番組のビデオを視聴いただきたい。

このビデオの視聴を通して注目いただきたいと私が考えているのは次のようなポイントである。

(1) この社会には実にさまざまな過酷な条件で生きている人がいる。そしてその現実がほとんど知られていないことも多い。

(2) 必ずしも違法な取扱いをされているわけではなく、誰が（どこが）悪いと断定することもできない。しかしながら、例えば、生存に不可欠な医療に多大な経済的負担を求められていたり、コミュニケーションや行動の自由が保障されないなど、あきらかに基本的人権が制限・侵害された状態・条件で生きている、生きざるをえない人たちがいる。

(3) これらは行政機関・立法機関の広義の不作为の結果だろう。しかし、その「本質的に違法な不作为」が「適法」として取り扱われてしまっているケースが案外多いのではないかな。

(4) また、一定の法制度の整備はされているものの、その内容が理想的にも問題をはらみ、現実的にも適切とはいいがたい場合もあるのではないかな。*7

10. 「生存」の二つの基本ニーズ

障害者関連のさまざまな問題は突き詰めれば生存権に関わるものが多い。

：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

○2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

：：：：：：：：：：：：：：：：：：：～

この日本国憲法第二十五条の条文において、国民の視点、あるいは障害者の視点で考えたとき、「健康で文化的な最低限度の生活」が何を意味するかがもっとも注目されるところである。

もちろん、この部分の内容は、その時々社会・経済的状況、国・自治体の財政状況、国民の平均的生活・所得水準などなどによって、具体的な内容は変化するものだろう。ただ、私を含めた多くの障害者の視点で考えると、従来の立法内容、行政施策、さらに司法判断の重点は、人の「生物学的な生存の保障」にのみ重点が置かれすぎてきたのではないかなという懸念が生じる。

国家のもっとも重要な役割の一つは、国、社会、そして一人一人の国民の安全を守ることだろう。その意味で、例えば、重度障害者の多くは、個人レベルでの「安全保障」が脅かされている存在だと言える。

まず、トイレや風呂、食事といった日常生活動作における最低限の支援のニーズは、まさに命に直結する。しかし、人の生存に必要なのは、こうした「生物学的生存」を支えるものだけではないはずだ。それだけでは、いわば、「文化的な意味での生存」が支えられないと思われるからである。

それは例えば、他者とのコミュニケーションであり、移動・外出の自由の保障である。これらがなければ、人は仮に物理的に生きられても、心理的に、「魂」の側面で生きづらくなり、最悪の場合は「魂」が生きる力を失ってしまうだろう。

なぜなら後者のニーズが満たされないということは、例えば、「拘置所」に入っているようなものだからだ。私たちの社会は、犯罪者に罪を償わせるために拘置所において、行動の自由とコミュニケーションや情報入手の自由を制約し、なんらかの程度において奪うという自由刑の法制度を持っている。そのあり方や内実の是非はともかく、それが罪の償いになると考えられているということは、すなわち、人が生きるうえでこれらの自由の制限がその人に大変な苦痛を与えると私たちが考えていることの証しだろう。

そう考えると、障害者は行動の自由やコミュニケーションの自由が奪われているという意味で、いわば「目に見えない透明な壁に囲まれた拘置所」に「無実の罪」で収監されている存在だとも把握できる。*8

そこで、この「透明な壁」から抜け出し、解放・釈放されるためには、人的サポートを含めたさまざまな支援が必要だ。障害者がこの「透明な壁の拘置所」に入ったのは無論、「罪」を犯したからではなく、生まれながらの運命だったり、不慮の事故だったり不可避の病などによってである。いわば自然災害などと同様、個人の手や責任のレベルを超えたところで生じてしまう事態だと言える。そして、こうした個人の責任を越えた困難な状況を社会全体で支援しようとするのが、本来の福祉施策の原則なのでないか。にもかかわらず、障害者（そして一部の高齢者）についての支援においては、まさに「生物学的に生存する」ことのみが、ことさらに重視されてきたのではないかと私は考えている。

そこで、人が自らの福祉を追求するために充足すべきニーズを、〈生存の基本ニーズ〉と〈文化的の基本ニーズ〉という二つの位相において把握することを提案したい。すなわち、一方で、生物としての人間は、栄養・衛生・安全といった領域に関わって、それらが充足されなければ生命維持が脅かされるような〈生存の基本ニーズ〉を持っている。また他方で、意味的な世界を生きる存在としての人間は、自己自身や他者との相互行為によって自らの存在に意味を与え、人生を豊かなものにする〈文化的の基本ニーズ〉を持ってもいる。これらを整理・定式化したのが以下である。*9

<生存の基本ニーズ>

- 1 十分な栄養状態を確保するニーズ（栄養ニーズ）
- 2 適切な衛生状態を維持するニーズ（衛生ニーズ）
- 3 心身の安心・安全を確保するニーズ（安全ニーズ）

<文化的の基本ニーズ>

- 1 他者と相互的な「意味交換」を行うコミュニケーションのニーズ（コミュニケーションニーズ）
- 2 思考やイメージの蓄積としての情報を受信・発信するニーズ（情報ニーズ）

3 他者や環境を含めた異なる存在との「出会い」を可能にする移動・参加のニーズ（移動・参加ニーズ）

私は、この〈文化的基本ニーズ〉の重要性に、三権それぞれが注目すること、特に司法の場において、よりいっそうの留意が今後払われるようになることを切望している。

：：：：：：：：：：：：：：：：：

（注）

*1 「障害者差別解消法」の一部を以下に掲げる。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
（平成二十五年法律第六十五号）

（目的）

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。

四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。

イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうちニの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

ハ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

ニ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

ヘ 会計検査院

五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。

イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）

ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。

七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（国民の責務）

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かなければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(以下、略)

[障害者差別解消法 法務省]

*2 「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」39 ページ、平成 22 年 6 月 7 日、障がい者制度改革推進会議：内閣府共生社会政策統括官、障害者施策 障がい者制度改革推進本部 (<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/pdf/iken1-1.pdf>)

*3 本資料末尾参照。

*4

*5

*6 このビデオに登場する盲ろう女性・荒美有紀さんの近著も参照されたい。荒美有紀『手のひらから広がる世界』（朝日新聞出版局、2015）。

*7 例えば、番組中でその一端が紹介されている高額医療費の公的助成制度、すなわち、「高額療養費制度」について言えば、少なくとも次の 2 点の問題が指摘されている。

第 1 は、かかった病気により公的助成額（つまり、患者の自己負担額）が異なることである。すなわち、患者はかかる病気は選べないにも関わらず、その病によってもたらされる困難の実態にではなく、病名によって機械的に制度を区切ってしまっている。このことにより、さまざまな矛盾が生じてしまうという点である。

第 2 は、高額療養費関連制度が、近年の新しい薬剤の開発や医療技術の進歩に対応しきれていないことである。高額療養費制度の発足した 1973（昭和 48）年時点においては、例

えば、1錠1万円の薬を毎日飲み続ける治療などは、想定されていなかった。だが現在では、高額ではあるものの、効果があり、副作用も少なく、病状の進行の遅延や生存期間延長のためには一生飲み続けなければならないようなタイプの薬剤も増えてきている。こうした現状に法制度が適合しきれていないという点である。

なお、高額療養費制度等の歴史的変遷については、例えば、以下の厚生労働省社会保障審議会医療保険部会の平成25年9月9日の資料、15・16ページなどを参照。

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu-Shakaihoshoutantou/0000022217.pdf>

また、昨年(2014年)5月23日に「難病の患者に対する医療等に関する法律案」が成立した。これによって、現行では56疾患に限定されている医療費助成の対象が、約300疾患に広がる。しかし、むしろ負担増になる人が出てくるほか、法が列挙する疾患に該当しなければ、たとえ実態としてどれほど困難な状況にあっても公的助成の対象にはならないという問題も残されている。

この点について、「1型糖尿病」で、1日～2日おきにインシュリン製剤の注射を受けなければ死に至る状態にありながら、公的助成の対象となっていない経験を踏まえて、西田えみこさん(「障害者の生活保障を要求する連絡会議」事務局長)は、「医学モデルはもうやめよう!」と題した手記を書いている。

(<http://www9.plala.or.jp/shogairen/faxletter.html#140527>)

*8 [REDACTED]

*9 [REDACTED]

.....

*2 [REDACTED]

◆幸福の土台は希望と交わり

さて、では、私にとっての幸福の源泉はどこにあるのでしょうか。もし一言で表現するとすれば、それは他者との交わりではないかと思います。本書で述べてきた [REDACTED] の体験を通して、私はこのことを痛感しながらこれまで生きてきました。

そこでフランクルの思想に触発されて、私がコミュニケーションをめぐって今考えていることの一部を、新たな「公式」として以下に紹介したいと思います。

まず、フランクルの公式をおさらいしつつ、若干敷衍します。

フランクルは、次のような公式を示しました。

「絶望＝苦悩－意味」

これは、苦悩と絶望が同じものではないことを示しています。絶望と異なり、苦悩には意味がある、ということです。第一章では、ここまで紹介しました。

ところで、この公式は、方程式のように左辺と右辺の「移項操作」をすると、さらにそのすごさが分かります。例えば、今の公式で「意味」を左辺に移項して、「絶望」を右辺に動かすと、

「意味＝苦悩－絶望」

となります。

これだけではまだよく分からないので、ここからさらに、考えを進めてみようと思います。「絶望」の反意語を「希望」だとすれば、「マイナス絶望」とは、すなわち「希望」だと考えられます。したがって、

「意味＝苦悩＋希望」

という新たな展望が開けるのではないのでしょうか。

つまり、苦悩の中で希望を抱くこと、そこに人生の意味があるのだと思うのです。

私はフランクルの公式を基にここまで考えを進めた後、彼の公式の別のバージョンも考えられないだろうかと思いました。

「苦悩の中で希望を抱くことに人生の意味がある」という認識は私自身の十八歳の時の体験とも合致します。ただそれは私の内部に閉ざされた自己完結的な「意味」です。

第五章で述べたように、XXXXXXXXXX 認知的に自分自身の世界に閉じ込められてしまうと、自分の存在さえ曖昧になってきます。生きる手応えは希薄で、喜びに乏しい日々となります。また、第三章ではこうした体験を踏まえて、人にとってのコミュニケーションは水や空気や食べ物のように生存に不可欠なものであると私は主張しました。ただし、単に言葉のやり取りだけでは意味がよくわからないので、そこには文脈が不可欠だとも述べています。

さらに、次のように記しました。「しかし、文脈を伴って意味が出てきたとしても、それだけでは力にはなりません。（言葉が）力を持つためには行動が必要なのです。（中略）言葉というものは、感覚（行動）と言語（意味）の二重構造になっていると私は考えています」。

そして、XXXXXXXXXX コミュニケーションには、感覚と言語の双方に関わる「文脈」（「感覚・言語的文脈」）が存在すると私は結論づけたのでした。

本日の意見交換テーマ

「よりよい裁判をめざして

～これまでの10年，これからの10年～」

◆論点項目

論点(1) 目指すべき裁判・裁判官像とは，どのようなものか。

- ① 裁判所が社会の中で果たすべき役割は何かを考えましょう。そして，これを踏まえて，「よい裁判」「よくない裁判」とは，どのようなものかについて，話し合ってみましょう。
- ② 上記考察を踏まえて，「目指すべき裁判・裁判官像」とは，どのようなものであるかについて，話し合ってみましょう。

.....

.....

.....

.....

論点(2) これからの10年で，目指すべき目標に向けて何をなすべきか。

- ③ よりよい裁判を実現するために，具体的にどのように自分を磨き，また，裁判所という組織の一員としてどのような役割を果たすべきかを，考えてみましょう。
- ④ 上記③を踏まえて，これまでの10年を省みつつ，これからの10年の過ごし方や目標について，話し合ってみましょう。

.....

.....

.....

.....

意見交換のスケジュール (進行のめやす)

(グループ討議)

- 1 進行の説明など (10分)
- 2 論点(1)について第1ラウンド (20分)
- 3 説明 (3分)
- 4 第2ラウンド (20分)
- 5 説明 (2分)
- 6 第3ラウンド (20分)
- 7 休憩 (10分)
- 8 論点(2)について第1ラウンド (30分)
- 9 第2ラウンド (30分)

(全体討議)

- 10 各グループの議論の状況等の発表 (40分)
- 11 全体セッション (20分)
- 12 おわりに (5分)